

伊方原発再稼働への同意をめぐる自治体政治過程の事例分析

出水, 薫
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4061277>

出版情報 : 法政研究. 87 (1), pp.1-35, 2020-07-21. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



研究ノート

伊方原発再稼働への同意をめぐる自治体
政治過程の事例分析

出水 薫

- はじめに
- 一 事例分析の前提
 - 二 地元自治体同意制改編期の検討
 - 三 再稼働同意手続きの検討
 - 四 先行事例との比較
むすびに

はじめに

二〇一一年三月十一日の東日本大震災にともなう津波により、東京電力（以下「東電」）の福島第一原子力発電所（以下、「原子力発電所」は「原発」と略記し、発電所名とあわせて「〇〇原発」と表記）は、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同等と評価される未曾有の事故を起こした。曲折はあるものの、全国の原発は一旦すべて停止し、¹⁾事故を踏まえ各種法制や組織は抜本的に刷新された。そして、新しい環境の下で、九州電力（以下「九電」）の川内原発一号機が、二〇一五年八月一日に全国で最初に再稼働し、²⁾その後も順次再稼働がおこなわれた。現在すでに四県で九機の原発が再稼働している。³⁾本稿の検討対象である四国電力（以下「四電」）の伊方原発（愛媛県伊方町）三号機は、二〇一六年八月一二日に再稼働し、⁴⁾九月七日に営業運転に移行した。⁵⁾これは、関西電力（以下「関電」）の高浜原発三・四号機が、再稼働直後に大津地裁の運転差し止め仮処分により停止したため、⁶⁾実質的に川内原発に次ぐものであった。

この福島第一原発事故後の制度刷新を経た各原発の再稼働過程においては、後述する慣習上確立された原発立地自

治体の「同意制」が、とりわけ「地元」の範囲を問い直すかたちで注目された。^⑦すなわち法制の刷新にともない、後述する「三〇キロ圏」が設定されたことよって、立地自治体以外に、同圏内の自治体が、あらたな関係主体として登場したからだ。原発の再稼働にあたって、きわめて重要な、この「地元」の同意をめぐる自治体政治過程の事例分析は、国政次元での分析に付随して簡潔に言及したものを^⑧を除き管見の限りない。筆者がこれまで検討し発表してきたもののみである。^⑨

また原発再稼働の事例は二〇〇〇年代以降、豊富になりつつある自治体における政治過程研究にとっても、以下のような理由で、重要な事例である。第一に、原発再稼働への同意は、非日常的で、きわめて対立的な争点であり、論点や対立軸が顕在化しやすい。自治体においては、定型的な政策や施策に関して政治過程を活性化する争点が生じにくい。しかし原発の再稼働への同意をめぐる政治過程は注目度も高く、情報も多数得ることができるので、事例研究の対象として優位性がある。第二に、原発再稼働の事例は、自治体内の複数主体が関与し、自治体の政治過程を包括的、かつ構造的に把握するのに適している。また、ひとつの自治体内で完結する争点ではないので、部分的にせよ

政府体系としての動態を観察できる。さらに第三に、全国で共通の争点にもとづく複数の事例を比較できる。事例研究は比較することによって、一般化した含意を得られるが、適切な比較が可能な複数事例を含む対象を得ることは容易ではない。しかし再稼働をめぐる事例は、比較の条件が相対的に整えやすいと言える。

まさに「未曾有の大災害は、通常はベールに覆われている日本の政治システム、政治と社会の相互関係の構造、そこに埋め込まれた機能を、いわば「輪切り」にするもの」として、きわめて示唆的な事例を提供していると言える。^⑩それゆえ、国政次元での分析は、辻中豊らや城山英明ら、上川龍之進の研究などがある。ただ、繰り返しになるが、自治体の政治過程を対象にした個別具体的な事例の分析は、筆者がこれまでおこなってきたものだけである。

すでに述べたように、現時点で再稼働の事例は九つであり、全数比較が可能な規模である。しかし本稿では、全事例を比較する前提作業として、最初の再稼働事例である川内原発の事例に続く、伊方原発の事例をとりあげ、その過程を詳細に再構成する。その上で、先行する川内原発の事例と比較する。それは、今後の全数比較に向け、論点などを抽出し整理するためである。したがって本稿での作業

は、あくまでも予備的なものであり、本稿は研究ノートとして位置づけられる。

具体的に本稿の構成は次のようになる。まず福島第一原発事故後の再稼働事例を理解するための前提を整理する。次に、伊方原発三号機再稼働の同意に関する自治体の政治過程を、地元紙を中心とした資料により詳細に再構成する。その際、対象時期を「地元自治体同意制改編」の段階と、「再稼働同意手続き」の段階に二分して再構成する。最後に、再構成した伊方原発三号機再稼働の過程を、先行する川内原発の事例と比較し、その異同を確認する。

一 事例分析の前提¹⁵⁾

本稿での事例分析において前提となる構図は、福島第一原発事故前に確立されていた慣習的「制度」（再稼働に対する地元自治体同意制、ないしは地元自治体の拒否権）が維持されたまま、公式の制度が改編され、新たな当事者（三〇キロ圏内自治体）が参入したため、そのような慣習的制度が修整されるという状況である。したがって、まず分析の前提として、過去の慣習的制度の形成の経緯を確認する必要がある。

（二）初期の原発受容態勢における立地自治体

原発は民間電力事業者の発電所であるにもかかわらず、「国策」として運営される。それは放射性物質が国際管理の下にあるということも関連している。¹⁶⁾ 運転中に核分裂反応が起きていくだけでなく、使用済み核燃料や放射性廃棄物などの危険物質を集積¹⁷⁾している。ただ施設としての原発への危険性の評価は、社会的に構成されるので、その評価は論争的にならざるをえない。

とはいえ、原発の建設計画の立案当初、おおむね一九六〇年代半ばまでは、「地域振興」の名のもとに誘致運動が展開される状況であり、立地紛争は「散發的」であった。¹⁸⁾ 本稿が対象とする伊方原発の建設にあたっては、自治体による積極的な誘致活動がおこなわれた。¹⁹⁾

しかし六〇年代半ば以降は、大規模な立地反対運動が登場する。伊方原発に関しても、日本の原子力安全論争における一九七〇年代の「ハイライト」²⁰⁾とされる原子炉設置許可処分²¹⁾の取り消しを求めた住民訴訟が提起されている（最終的に松山地方裁判所は、原子炉設置許可は政府の裁量として、請求を却下²²⁾。そこで七〇年代以降、「電源三法」²³⁾を始めたとして、国が主導し、自治体を組み込むかたちで、地域に原発の「受容態勢」がつくられることになり、立地自

治体を中心に利益誘導の構造を産み出した。²⁵⁾それはおおまかに、①財政的優遇、②税制上の優遇、③電力事業者からの寄付などの支援、④原発の建設や運営から派生する事業（雇用）の四つの柱からなっている。

実際に、原発立地自治体への利益誘導による自治体財政上、あるいは地域経済上の効果は大きい。伊方原発の立地自治体である愛媛県伊方町を見ると、二〇一七年度のデータによれば自治体の財源の余裕を示す財政力指数²⁶⁾は〇・五三で、全国の類似団体の平均値〇・二七に比べて、きわめて高く、愛媛県内の平均値〇・四四に比べても高い。²⁵⁾また、二〇〇九・二〇一〇年度のデータにもとづく小池拓自の調査によれば、伊方町の一人当たり住民所得は、二五九万七〇〇〇円で、愛媛県平均の一人当たり住民所得の一・一二倍となっている。²⁶⁾ただ、他の原発立地自治体と比較すると、伊方町の財政や所得などの状況は相対的に低いように見えるが、それは二〇〇五年に周辺二町と合併したためだと考えられる。実際に合併前の伊方町は、愛媛県下で唯一の普通交付税不交付団体であった。²⁷⁾

福島第一事故による制度改編以前においては、この受容態勢に組み込まれる対象自治体は、基本的には原発が立地する市町村および道県、すなわち二つの「立地自治体」の

みであった。ただ形成当初の受容態勢においては、立地自治体といえども、原発の運用に影響を及ぼせるわけではなかった。あくまでも立地自治体は、「国策民営」の枠組みに従属して、利益誘導を梃子に、施設への異論や反対を抑えこみ、「納得」を調達し続ける役割を担うだけであったと言える。しかし他方で、とりわけ立地基礎自治体においては、この利益誘導態勢に財政が依存し、地域経済も原発の運転に依存する「モノカルチャー的地域産業構造」となるため、次第に原発の運転を積極的に支持せざるをえない状況も生まれてくることになる。

(二) 立地自治体による関与の拡大

日本の原発史研究の第一人者である吉岡斉は、一九九五年から二〇一〇年までを「事故・事件の続発と開発利用低迷の時代」と位置づけ、「原子力開発利用への国民の信頼が失墜した」と述べている。²⁸⁾この時期に、立地自治体は当初の受動的な役割を超えて、積極的に原発の運用に関与する回路を切り拓いていくことになる。

画期となったのは一九九五年の高速増殖炉もんじゅにおける冷却材の漏洩事故であった。事業者が事故の情報を隠蔽しようとしたということが、福井県と敦賀市による立ち

入り調査で露呈すると、一般の不信感は、きわめて強いものとなった。⁽³²⁾それは「原子力行政」全般への不信と不安をも高めたと言える。⁽³³⁾その結果、吉岡によれば「住民パワー」の噴出⁽³⁴⁾状況が生じた。それを象徴するのが、一九九六年に新潟県巻町で実施された原発建設の是非を問う住民投票である。投票結果は反対の意向が多数となり、建設は中止に追い込まれた。⁽³⁵⁾原発への不信と不安の高まりが、原発の新規立地を妨げるようになったのである。

そのような状況を受けて、原発が集中的に立地する福島・福井・新潟の県知事が、一九九六年に政府への提言をおこなう。多様な意見を集約し、原子力政策の展望を示すべきという提言を受け、政府は「原子力政策円卓会議」を設置した。いわゆる「原子力行政改革」の動きである。⁽³⁶⁾国主導の原発受容態勢において、受動的な立場におかれていた立地自治体（および、その首長）が、地域社会の不信や不安の高まりを梃子に、国に対し能動的な主体として振る舞い始めたのである。この結果、事故対応と防災、事業者との安全協定という二つの回路で、立地自治体は原発運転への関与を強めていった。

まず事故対応と防災については、一九九九年の原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）の制定（施行二〇〇

〇年）が画期となった。同法では二〇〇〇年からの地方分権一括法の施行などの「分権改革」を意識し、原子力防災と事故対応における自治体の位置づけがなされた。⁽³⁷⁾すなわち原発を含む原子力関連施設の防災と事故対応について、自治体に新たな役割を任せ、結果として、国の強い統制と管理の下にある原発運営に対し、防災と事故対応という回路で、自治体（とりわけ立地自治体）からの介入の余地を生み出したのであった。

同法制定のきっかけとなったのは、一九九九年に茨城県東海村のＪＣＯウラン加工工場で発生した臨界事故であった。連続的な核分裂（臨界）が偶発的に起こり、急性放射線障害で二名が亡くなった。事故直後には半径一〇キロ圏内の住民に屋内退避勧告が出される事態となった。従来、国内の原発関連施設では、施設外への放射能の影響が及ぶ事故は起こりえないとされていたが、その「安全神話」が覆されることになった。⁽³⁸⁾それゆえ原災法における、自治体の事故対応と防災の規定に繋がったのである。ただし、原災法が想定する施設外へ影響の及ぶ事故は、あくまでもＪＣＯ事故の経験を踏まえたものであり、新たに指定された対策強化対象地域も、従来の立地市町村の区域を超えることは、基本的になかった。⁽³⁹⁾

以上のような事故対応と防災という回路は、自治体が電力会社と結ぶ「安全協定」の機能を変え、立地自治体が原発の運営に影響を与える際の「手段」となっていく。これが自治体の原発への関与の第二の回路となる。そもそも立地自治体と事業者との間の安全協定は、一九六九年に東電と福島県が最初に結び、その後、全国に広がっていったものであった。安全協定の「法的性質」についての評価は確定していないが、⁽⁴⁰⁾ 原発の設置と運営に対する「地元同意」の象徴として「関係者にとって大変重みのあるもの」である。⁽⁴¹⁾ しかも、名称や内容はまちまちだが、事故などを踏まえて改定が重ねられ、単なる「象徴」的意味合いを超え、原発稼働の「事前了解」規定などを備えたものになり、実質的な地元自治体同意制をかたちづくることになった。⁽⁴²⁾

このような安全協定が実際に自治体による介入手段として利用された事例としては、例えば一九九〇年代後半に青森県知事が、六ヶ所村の再処理施設の安全協定の締結をめぐって、国との協議会の設置を実現させ、協定締結を取引材料に、首相との会談にこぎつけた事例がある。⁽⁴³⁾ また二〇〇二年に、東電などによる原子炉損傷隠蔽が発覚すると、福島県知事は、原発の再稼働に抵抗し、運転再開の同意について「慣習として権限を獲得」することに成功し、これ

も他原発の安全協定に波及して利用されることになった。⁽⁴⁴⁾ さらに二〇〇七年の新潟県中越沖地震の際には、東電の柏崎刈羽原発のすべての原子炉が緊急停止したが、新潟県知事は安全協定を踏まえ、運転再開への了解を引き延ばした。⁽⁴⁵⁾ これらの事例が共通して示すのは、立地自治体の知事の影響力の強化である。これについては、「地域の代表である知事の言動は規制以上の重みを持つ」というような指摘もあるが、⁽⁴⁶⁾ 分権改革により、都道府県知事の自律性と影響力が強化されてきたことを考慮する必要があるだろう。

以上のように事故対応と防災、事業者との安全協定という二つの回路で、立地自治体は原発運転への関与を強めていった。その結果、立地自治体は当初の受動的な役割を脱し、原発の運転に介入する積極的な役割を演じられるようになったのである。

(三) 原発三〇キロ圏（UPZ）の設定

二〇一一年に発生した東電の福島第一原発の事故は、メルトダウンと施設外への放射能汚染をとまなう、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同水準の未曾有の事故であった。そのために事故後、広範な法令や制度の改正がおこなわれることになった。⁽⁴⁷⁾

組織改編としては、二〇一二年六月二〇日に、「規制体制の一元化」と「規制と利用の分離」の方針の下、原子力規制委員会設置法が成立し（六月二七日公布）、同年九月一九日に環境省の外局として原子力規制委員会と、その事務局とされる原子力規制庁が発足した。また、この規制委員会との設置にあわせて、原災法や、「原子炉等規制法」などの関連法令も改編された。また、二〇一二年一〇月三十一日に、原災法の規定にもとづき、原子力規制委員会が原子力災害対策指針（ガイドライン）を策定した。これは、緊急かつ過酷な原発事故が発生した際に備える自治体の避難計画などの指針として設定されたものである。

本稿の事例との関係で注目すべきは、このガイドラインで、原子力災害対策を重点的に実施する区域として、「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」が設定されたことである。それまでは、前述のJCO臨界事故を踏まえ、原発から八〜一〇キロ圏が、対策重点地域とされていた。それが、一気に三〇キロ圏まで拡大された。そして同圏内の自治体は、「地域防災計画（原子力災害対策編）」を作成し、実施する責務を負った。つまり、地域において原発の影響を受けると想定され、防災と事故対応に関わる自治体が、旧来の立地自治体の他に、三〇キロ圏内自治体という

かたちで増えたのである。そして、これらの自治体は、新たな責務にともなう役割やコストも負うことになったのである。原発受容態勢という利益誘導の枠組みに、積極的に介入する必要や動機が生じたということでもあった。端的に言えば、地元自治体同意制における「地元」の範囲が問い直される事態になったのである。

さらに以上のような三〇キロ圏の設定が、原発を再稼働するという前提で進められたことも、本稿の事例分析において見落とすことができない点である。すなわち、福島第一原発事故後、原子力規制委員会が発足した時点においては、旧民主党政権が脱原発の方向性に進む姿勢を示していた。ところが政権交代で成立した安倍内閣は、二〇一四年四月に改定されたエネルギー基本計画で、基盤的な電源としての位置づけを原発に与え、再稼働の動きを加速させたのである。

（四）伊方原発の概要

具体的な分析に移る前に、対象となる伊方原発の概要について確認しておく。伊方原発が所在するのは、愛媛県西宇和郡伊方町で、佐多岬半島の瀬戸内海側となる（図参照）。伊方町は一九五五年三月に合併で誕生した。過疎化



※内閣府政策統括官（原子力防災担当）・伊方地域原子力防災協議会（2019）『伊方地域の緊急時対応（全体版）』（https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/02_ikata.html）より

表1 伊方原発の概要

| | 1号機 | 2号機 | 3号機 |
|--------|------------|------------|-------------|
| 電気出力 | 56万6千kw | 56万6千kw | 89万kw |
| 建設工事開始 | 1973年6月 | 1978年2月 | 1986年11月 |
| 運転開始 | 1977年9月30日 | 1982年3月19日 | 1994年12月15日 |
| 運転終了 | 2016年5月10日 | 2018年5月23日 | |

※1、2号機は廃炉決定済み<https://www.yonden.co.jp/energy/atom/ikata/outline.html>より

表2 伊方原発の立地自治体・周辺自治体

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 立地自治体 | 伊方町、愛媛県 |
| 30キロ圏内自治体 | 八幡浜市、大洲市、西予市、伊予市、宇和島市、内子町、上関町、山口県 |

筆者作成

の進展と一次産業不振の打開策として、町は一九六九年三月に原発の誘致活動を開始し、七〇年九月に建設が決定された。⁽⁵⁶⁾

伊方原発は、最終的に三つの原子炉を有することになった。それらは、いずれも福島第一原発とは異なる加圧水型軽水炉である。それぞれの概要は表1のようになっていゝる。なお、本稿が検討する三号機の再稼働以前の二〇一二年一月に、伊方原発は一旦すべて停止している。⁽⁵⁷⁾

伊方原発の立地自治体は伊方町と愛媛県である。また三〇キロ圏内自治体は、立地自治体をあわせて二県五市三町である（表2参照）。

なお30キロ圏内自治体には、山口県と同県上関町も該当する。ただ30キロ圏内に含まれるのは、上関町内の八島という離島の一部であり、当該地域には住民がいゝない。⁽⁵⁸⁾山口県の防災計画では、便宜的に八島全体を対象にしているが、山口県および上関町は、四電と特段の協定を結んでいない。⁽⁵⁹⁾したがって本稿では、両自治体を検討の対象としない。

二 地元自治体同意制改編期の検討

(一) 三〇キロ圏内非立地自治体による問題提起

伊方原発においては一号機の運転開始の前年にあたる一九七六年に、立地自治体である愛媛県および伊方町と四電との間で安全協定が締結された。⁽⁶⁰⁾また、四電との直接的な取決めではないが、伊方町と隣接し、全市域が原発から三〇キロ圏内に入る八幡浜市と県の「確約書」にも留意する必要がある。これは、二〇〇六年に伊方原発へのプルサーマル⁽⁶¹⁾の導入を県が了解した際に締結された。四電と県の安全協定の運用は八幡浜市の意向に配慮するとされ、例えば県が伊方原発を立ち入り調査する際には、同市職員も同行できるとされた。⁽⁶²⁾つまり八幡浜市は、四電と県の安全協定を媒介に、間接的に四電との関係を有することになったのである。

福島第一原発事故を受けて原発運転への関心が高まる⁽⁶³⁾と、その八幡浜市から、四電との直接的な取決めを求める動きが出てきた。すなわち福島第一原発事故直後の二〇一一年三月一五日の市議会⁽⁶⁴⁾で、市長が「市民の安全を守るのは重大な責務。従来の枠組みを検証し、不十分なら原発隣接自治体としての発言の場を確保したい」と述べたのである。⁽⁶⁵⁾そして三月三一日に市と市議会は、四電の原子力副本部長ら⁽⁶⁶⁾を呼び説明を受けた。その際、市議会議長は「協定

締結を強く要請する」と述べ、それに対し副本部長は「当事者（県、伊方町）がおり、すぐに返事はできない」と応じている。⁽⁶⁴⁾

四月三〇日に四電は、伊方原発三号機の送電を停止し、福島第一原発事故後、初めての定期検査を開始した。⁽⁶⁵⁾ この三号機の定期検査明けの再稼働について、関心が集まるなか、さらに八幡浜市の動きが活発になっていく。⁽⁶⁶⁾ まず五月二三日に地元紙の取材に対し、定期検査中の伊方原発三号機の運転再開の是非について、市の同意が必要との認識を市長が初めて示した。⁽⁶⁷⁾ また六月二三日には市議会が、議長を除く全市議で構成され、伊方原発の安全対策などを協議する「原子力発電安全防災対策特別委員会」の設置を決定した。⁽⁶⁸⁾ 市議会議長は、「原発運転への発言力を確保するための具体策を検討」するとし、「安全協定と同等の権限を確保するための方策も協議する見込み」と述べた。⁽⁶⁹⁾ さらに市議会は六月二三日に、四電と立地自治体である県および伊方町が結ぶ安全協定に、同市の参加を求めることを盛り込んだ四電あての「要請書」を全会一致で可決する。また、伊方原発の安全対策や避難道となる地域高規格道路の早期完成を求める衆議院議長や首相あての意見書も、あわせて可決し、七月一日には要請書を四電に提出した。⁽⁷⁰⁾ その

際、市議会議長は「現時点で市民の不安は解消されていない。市としても（安全協定締結で）発言力を持つべきだ」と重ねて述べている。⁽⁷¹⁾ ただ他方で、市長は同時期に、「四電と県、伊方町が結ぶ安全協定は、原発建設計画当初から積み上げてきたもので、そこに入るのは相手もあるので難しい。だが市民の安全安心を担保するためには、行政が市民の声を四電に届け、協議できる場が必要だろう」と述べており、議会との微妙な姿勢の違いが顕になった。

結局、定期検査明けの三号機の再稼働については、七月八日に四電が、「現段階では県と伊方町の同意が得られないと判断」したとして、見送りを発表した。なお、この決定は立地自治体のみならず八幡浜市、大洲市、西予市にも連絡された。⁽⁷²⁾ そのことは、四電が、立地自治体外の周辺自治体に対し、配慮せざるをえない状況に置かれていたことを示唆する。

（二）関係設定の調整過程と具体化

八幡浜市の動きが先行したが、他の周辺自治体でも伊方原発および四電との取決めへの関心が高まった。例えば二〇一一年五月一八日には、伊方町を除く、伊方原発三〇キロ圏内の六市町（伊予市、内子町、大洲市、八幡浜市、西

予市、宇和島市）の首長らが「原子力発電に関する勉強会」を大洲市主催で開催し、約八〇人が参加している。⁽⁷⁴⁾

さらに、国の新しい原子力防災指針に三〇キロ圏の設定を含む見通しが明らかになると、四電との関係設定に関する議論は加速することになる。二〇一二年八月三日には、八幡浜市、大洲市、西予市の市長が、四電に原子力安全協定の締結を申し入れた。⁽⁷⁵⁾ 前述のように八幡浜市は全城が三〇キロ圏内であり、大洲市は人口の約九割（約四万四千人）、西予市は人口の約七割（約三万人）が三〇キロ圏内に居住していた。⁽⁷⁶⁾ 申し入れでは、「万が一、伊方原発で過酷な事故が発生した場合、福島の状況を踏まえると、立地町である伊方町をはじめ、われわれの自治体においても非常に厳しい、場合によっては壊滅的な被害が発生する」と述べている。⁽⁷⁷⁾ また、申し入れ後に、市長らは、県庁を訪問し、県の「支援」も要請している。⁽⁷⁸⁾ 前述のように、すでに県は八幡浜市との「確約書」というかたちで「仲介者」の役割を担っており、そのことも踏まえて、周辺基礎自治体は、県の介入を期待していたと考えられるだろう。

他方で立地基礎自治体である伊方町は、そのような動きを、けん制するかのような姿勢を見せる。伊方町長は前述の申し入れについて、「県、町、四電の安全協定は長年の

歴史があり、ほかの自治体に加わるのは反対。それとは別に締結するのであればとやかく言う立場にはない」と述べた。⁽⁷⁹⁾ また四電も「「地元」の範囲を広げたくない思惑」を持ってしていると地元紙は指摘していた。⁽⁸⁰⁾

最終的に、前述の申し入れをおこなった八幡浜市、大洲市、西予市は、県や四電と伊方原発の安全確保に関する「覚書」を九月五日に締結した。県庁でおこなわれた調印には、各市長、知事、四電社長が出席し、伊方町長も立ち会った。⁽⁸¹⁾ 締結された覚書と既存の安全協定の主要な論点に関する比較は表3のようになる。第一に周辺自治体の要求は、立地自治体と四電の安全協定とは別のかたちで具体化され、かつ内容には差が設けられた。第二に周辺自治体の間にも、具体化された内容に差がつけられた。第三に周辺自治体の要求は、県と四電の安全協定を利用し、県を媒介として実現された。つまり県が、前述のような緊張関係を前提に、関連主体間に区別を設け、かつ県が便宜を提供することで、すべての主体の「納得」をとりつけたと言えるだろう。

第一の点について、調印の日に伊方町長が「町と県、四電で結ぶ安全協定は長い歴史があり、崩すことはだめだと県にお願いした。三市にも理解いただいている」と述べて

表3 伊方原発に関する安全協定・覚書の比較

| | 重要施設の変更や廃止 | 立ち入り調査 |
|-----------|--|---|
| 県・伊方町安全協定 | 事前協議と自治体側の了解が必要 | 必要と認められるときは立ち入り調査を実施できる |
| 八幡浜市覚書 | 事前協議の際は県が市に意見を求める 市は四国電力に説明を求めることができる | 異常が発生したと認められる際は、県に立ち入り調査を要請でき、市職員を同行させることができる |
| 大洲市・西予市覚書 | 事前協議の際、県は両市に通知する | |

※『愛媛新聞』（2012年8月29日）にもとづき作成

いる。⁽⁸²⁾ 前述したように、伊方町は既存の安全協定が改変されることを、かなり頑なに拒んでいた。それゆえ、例えば八幡浜市長が、四電への申し入れの際に、四電と伊方町および県の既存の安全協定について、「長い歴史があり、踏み込むことは考えていない」と述べ、別の枠組みを示唆していたのは、妥協点を求める姿勢であったと言える⁽⁸³⁾。

また第二の点に

についても、申し入れの際に、すでに西予市長は、「三市で異なる（協定になる）かもしれないが、それを踏まえた上で一緒に協議を進める」と述べていた。⁽⁸⁴⁾ 前述のように八幡浜市は、すでに県との間で確約書を交わしており、「準立地自治体」と見られていた。また大洲市長は「（八幡浜市と）同じでなくとも、市民に安全対策が提供できればよい」との考えを示していたし、西予市長も「覚書の締結は市民の安心感の一助になるものだと思う」と話していた。そもそも首長の次元では、四電と覚書を結ぶということ自体に力点がおかれ、伊方町や八幡浜市との内容の違いが問題にはならなかったとも言える。⁽⁸⁵⁾

さらに第三の点について、覚書における立ち入り調査に関する規定は、従前の八幡浜市と県の確約書で規定されていた内容と同一である。⁽⁸⁶⁾ したがって、この規定に関しては、八幡浜市と県の「実績」を踏まえ、新たに周辺の二市を対象を「拡張」したと見ることができると言える。

また、重要施設の変更や廃止に関する事前協議の際、県が八幡浜市に意見を照会するという規定について、八幡浜市議会の原子力発電安全防災対策特別委員会では「八幡浜市の主張が県や伊方町と違った場合、（事前了解の権限がない市の意見は）くみ取ってもらえるのか」という発言が

あった⁸⁸⁾。しかし市長は「市民の思いを四電に伝えることができる大きな一歩だと確信している」とのみ述べ、他方で知事は「八幡浜市には必ず意見を聞く。（どの程度反映するかは）ケース・バイ・ケースで判断する」と述べている⁸⁹⁾。つまり、規定の実効性について疑問の余地が残るものの、形式的には意見表明の機会を保障している点に意義を見出していると言えるだろう。

以上の結果、立地自治体である伊方町を除く愛媛県下三〇キロ圏内の基礎自治体のうち、八幡浜市、大洲市、西予市は、新たに四電との覚書を介して直接の関係をもつこととなった。他方で、残る三〇キロ圏内の伊予市、宇和島市、内子町は、四電との直接の関係をつくれなかったが、ただ傍観していたわけではなかった。前述の三市による申し入れがおこなわれた直後の八月一三日に、二市一町の担当者が県の原子力安全対策課を訪ね、先行する三市の動向や県の考え方を確認している⁹⁰⁾。ところが詳細は不明だが、結果として、この動きは、その後立ち消えになっている。前述の九月五日の調印式の際に、これら覚書など未締結自治体について質問された知事は、「県が代表して（協定を）結び、その責任を果たしているという視点も持ってほしい」と述べた⁹¹⁾。県が県下の自治体を「代表」して安全協定を結んで

いるという論理である。結果として県は、この論理を前提に、人口の分布や地理的条件、また対象自治体側の動きを勘案して、四電との取決めを仲介する三市と、そうでない残りの二市一町に、三〇キロ圏内自治体を区分したのだと言えるだろう。

三 再稼働同意手続きの検討

(一) 同意の環境形成

二〇一三年七月八日に、四電は伊方原発三号機の再稼働に向けた安全審査を、原子力規制委員会に申請し、県と伊方町に安全協定に基づく事前協議を申し入れた。知事は「再稼働を決断するのは国。それから地元がどうするか手続きをする。現段階では白紙」と述べた⁹²⁾。また七月一日に四電社長は八幡浜市、大洲市、西予市を訪れ、伊方原発三号機の安全審査を原子力規制委員会に申請したと各市長に直接報告した。社長は「周辺三市との覚書があり、私から直接あいさつに来た」と説明し、再稼働前に三市の意見を聞くかとの質問に、「それは県知事がやることだ」と答えている⁹³⁾。なお伊方原発三号機と同時に申請したのは、北海道電力の泊原発一〜三、関西電力高浜原発三、四号機お

よび大飯原発三、四号機、九州電力川内原発一、二号機であり、数日遅れて、九州電力玄海原発三、四号機がさらに申請した。原子力規制委員会は順番に審査することを決め、川内原発が優先審査の対象となった。⁽⁹⁴⁾そのため伊方原発三号機の再稼働への関心は、一時停滞する。

しかし二〇一五年四月一日に四電が、伊方原発三号機の再稼働の前提となる原子炉設置変更許可の補正申請書を原子力規制委員会に提出し、同委員会が審査書案の作成に着手すると、あらためて再稼働の「同意」手続きへの関心が高まった。⁽⁹⁵⁾さっそく四月二二日に、県の伊方原発環境安全管理委員会の原子力安全専門部会が、伊方原発の現地調査をおこなった。⁽⁹⁶⁾この委員会の会長は副知事で、八幡浜市長と市議会議長、伊方町長と町議会議長、農漁協などの団体代表や各種専門家で構成されており、専門部会は技術的な問題を扱うことになっていた。⁽⁹⁷⁾部会長は調査後に国の新規制基準を三号機が「おおむねクリアできているのではないかと認識している」との考えを示した。最終的に三号機が審査に「合格」すれば、専門部会は規制委員会から説明を受けて部会としての検証結果を報告書にまとめることになっていった。⁽⁹⁸⁾

五月二〇日に原子力規制委員会は、伊方原発三号機の再

稼働の前提となる審査書案を了承した。⁽⁹⁹⁾知事は「審査が最終段階に進んだと認識している。今後は科学的・技術的な意見募集の後、最終的な判断がなされると聞いており、判断に至った場合は、県伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会で根拠などを含め国から説明を受け、県として安全性を確認したい」述べた。⁽¹⁰⁰⁾県は国の審査結果を、自前の組織で「検証」する方針だった。また知事は五月二八日の会見で、県が四電に独自に求めている「おおむね千ガルの揺れに機器などが耐えられるか」の確認を、重要な判断材料の一つとする考えも示した。この「おおむね千ガル」とは、伊方原発で旧来設定していた基準地震動（想定される最大の揺れ）五七〇ガルの「二倍」として、県が独自に四電に実現を要請したもので、伊方原発に県が「上乗せ」した安全基準と言える。さらに再稼働の是非の判断については、「安全性や必要性を含む国の考え方が示されてから」と「白紙」をあらためて強調。国から要請を受ければ「最終責任を負う国がどのくらいの決意で臨んでいるか明確にし、県民に報告する」とした。そして、市町議会や県議会の議論、関連首長との意見交換などを挙げ、「いろいろなステージで出てきた議論を鳥瞰（ちょうかん）図的に見ながら決める」と述べた。⁽¹⁰¹⁾この発言は、立地広域自治体とし

て調整の役割を担うことになる県の立場を反映したものと
言えるだろう。

基礎自治体の反応としては、立地自治体である伊方町の
町長が、再稼働の「同意」について「安全審査の正式決定
を経て国から要請があった後、議会や町環境監視委員会の
意見を集約して判断する」と従来の見解をくりかえした。
覚書を結んでいる三〇キロ圏内自治体としての八幡浜市
は、市としてのコメントで、再稼働に「市の意向は反映さ
れるべきであり、判断が必要となる節目には県に伝える」
としている。同じく覚書を結んでいる大洲市の市長は、再
稼働は「県が大洲市をはじめ近隣市町の意見を踏まえ、総
合的に判断する」との見解を示し、西予市は市としてのコ
メントで「市として同意するしはなく、県に意見聴
取してもらい、（意見を）反映させてほしい」と表明した。⁽¹⁰⁾
再稼働を前提に、防災体制づくりも並行する。六月二日
に知事と県議会議長は東京の原子力規制庁と経済産業省
（以下、「経産省」と略称）を訪ね、規制庁長官と経済産業
大臣（以下、「経産相」と略称）に伊方原発の安全対策強
化や原子力防災対策の充実や強化を求める要望書を提出し
た。⁽¹¹⁾ 経産省で知事は「原子力政策をつかさどる国が再稼働
の判断をする場合、責任のある方針を聞かせてほしい」と

述べた。これに対し経産相は「規制委の厳しい基準に適合
し、合格したところは再稼働させていく方針。地元の理解
は大変大事で、国として責任ある対応をしていきたい」と
答えた。⁽¹²⁾ また県は、伊方原発での重大事故に備え修正した
広域避難計画を六月一五日に発表した。計画では、伊方原
発以西の佐多岬半島の住民約五千人のうち、六割の約三千
人が大分県へ避難することを想定していた。大分県下の全
一八市町村を受け入れ先とし、避難先候補の学校など二六
九施設もリストアップした。⁽¹³⁾ これは六月一〇日に愛媛県庁
でおこなわれた、伊方原発での重大事故に備える四国四県
と広島、山口、大分の七県による原子力防災広域連携推進
会議での合意に基づくものであった。⁽¹⁴⁾

このような状況の下、関連基礎自治体の議会では、再稼
働をめぐる請願や陳情をめぐる動きが顕著になってくる。
八幡浜市議会では、六月一九日に伊方原発を再稼働させな
いよう国や県に求める請願を採決し、賛成少数で不採択と
した。同趣旨の請願が二件で、ひとつは賛成六、反対九
で、もうひとつは賛成七、反対八であった。この結果につ
いて市議会議長は「賛否が拮抗（きつこう）しており、各
議員悩んだ結果だと思う。議会として再稼働に賛成したと
は言えないのではないか」と述べ、市長は「国が（伊方三

号機の) 審査をしている中で、市議会が判断すべきではないという考えでの不採択だと捉えている」と述べた。⁽¹⁰⁾ また三〇キロ圏内にありながらも、四電や県と党書などを結ばなかった伊予市の議会は、南海トラフ巨大地震が起きてても安全と保障されることが明らかになるまで伊方原発を再稼働させないよう国に求める意見書採択の陳情を、六月二五日に賛成少数で不採択とした。⁽¹¹⁾ 立地自治体である伊方町の議会では、六月二三日に伊方原発三号機の再稼働を求める陳情二件と、南海トラフ巨大地震が起きてても安全が保障されるまで伊方原発を再稼働させない意見書採択を求める陳情一件を上程し、原子力発電対策特別委員会へ付託した。再稼働を求める陳情は、伊方町商工業協同組合と同組合旅館民宿部会から四月に受理したもので、「伊方原発は地域を支える重要産業で、運転停止の影響は甚大だ」などとして早期の再稼働を求めている。前述の他自治体と異なり、立地自治体における再稼働をめぐる請願の処理は、「同意」に直接結びつくものとなる。議会事務局などによると、再稼働に関する陳情を上程したのは、伊方原発全基が運転停止した二〇一二年一月以降初めてであった。⁽¹²⁾

県議会においても動きが顕著になる。七月二日には県議会が、伊方原発の再稼働問題などを審査する「エネルギー・

危機管理対策」の特別委員会を設置する決議案を可決し、委員会を構成した。最大会派の自民が過半数の七人、再稼働に反対する社民党と共産党で二人のほかに、伊方町を含む八幡浜市・西宇和郡区(定数二)から選出の愛媛維新の会と無党派の二人も委員に専任された。⁽¹³⁾ その上で、同委員会には同日に、愛媛経済同友会と県商工会議所連合会による早期再稼働を求める請願二件が付託された。県議会事務局によれば、東京電力福島第一原発事故後、伊方原発の再稼働を求める請願の提出は初めてであった。いずれの請願も紹介議員は前県議会議長の自民党県連総務会長と、自民党県連政調会長、ならびに愛媛維新の会代表の三人であった。⁽¹⁴⁾ この請願の処理は、伊方町議会の場合と同様に、県の「同意」手続きの口火となりうるものだと伝える。それゆえ六月定例議会が閉会する七月八日に、エネルギー・危機管理対策特別委員会は、それらの請願の継続審査を賛成多数で決定した。⁽¹⁵⁾

(二) 同意手続きの進行

二〇一五年七月一五日に原子力規制委員会は、伊方原発三号機が新規制基準に適合しているとする「審査書」を決定した。これによって国により伊方原発三号機の安全基準

適合が保障されたことになり、焦点は立地地域における「同意」手続きへと移行した。知事は、「まだ再稼働について国から具体的な要請を頂いたわけではない。技術的な新規制基準への対応ができていると国のレベルで確認できたということ。エネルギー・原子力政策の最終責任を負う国の判断が先で、県から働き掛けるつもりはない」と述べ、国の責任を明確にさせる姿勢を示した。他方で伊方町長は「新規制基準に適合すると認められたことで伊方原発三号機の安全性が確認されたと受け止めている。国から要請があれば町議会や町環境監視委員会の意見を最終的に集約し、再稼働の是非を判断する。住民説明会の開催は考えていない」と述べ、再稼働への「同意」の手続きとして、議会と行政の審議会での判断を重視する姿勢を示した。¹⁰⁾

七月一六日には三〇キロ圏内の五市町（宇和島市、大洲市、伊予市、西予市、内子町）の首長が、「多くの住民が原子力災害に不安を抱いている」として国や県の考え方を地域で説明するよう、知事に要望した。具体的には、原子力規制委員会・経産省資源エネルギー庁・内閣府・四電からの説明、県の厳格な安全確認と結果の説明、最終的に再稼働問題を判断する前における知事と五市町長との意見交換をおこなうことなどであった。知事は、「しつかり受け

止め、丁寧に対応する必要がある」としたが、「県主催での説明会の開催は考えていない」と述べた。なお、この動きに立地自治体である伊方町が参加していないことには、留意する必要があるだろう。また三〇キロ圏内で覚書を結んでいる八幡浜市も不参加であった。市長は、大洲市や西予市の覚書と異なり、原子炉の設置変更などの場合には県が八幡浜市に意見を求めるという規定があるため、「参加しなかった影響はない」と述べている。¹¹⁾ ここには立地自治体としての伊方町、および「準立地自治体」あつかいの八幡浜市と、それ以外の三〇キロ圏内自治体の立場の違いが現れている。

この間、知事と伊方町長が言及してきた国からの「要請」は、七月一七日におこなわれた。経産省資源エネルギー庁長官が知事と町長を訪ね、経産相からの「地元同意」を求める文書を手渡した。同文書では「万が一、事故が起きた場合には政府は関係法令に基づき、責任を持つて対処する」と明記されていた。知事は取材に対し、「これから議論していく」とし、「ほかがどうだとはあまり考えておらず、あくまで愛媛の観点で向き合って、話し合いを進めた」と述べた。また伊方町長は「今日がスタートだと認識している。必要に応じ、町議会や町環境監視委員会に国か

ら説明してもらいたい」と述べた。⁽¹⁶⁾

国からの要請を受け、さっそく知事は、七月二一日に上京して経産相と面会した。そして、「国として重大事故などに最終的な責任を持つという首相の意思表示」など八項目の要望を口頭で申し入れた。⁽¹⁷⁾「首相の意思表示」について知事は、「県民は最高責任者の言葉を非常に重く受け止める」とし、「同意」手続きの過程で「最終責任について首相の声を直接聞く機会をつくってほしい」と求めた。また取材に対し、知事の「同意」については、伊方町や県議会の判断などを踏まえ、「最後は知事責任で判断する」と述べた。⁽¹⁸⁾なお知事は、七月二三日の定例会見の際にも、「最終責任者の言質はメッセージとして出す必要がある。覚悟を聞きたい」、「県民の受け止め方が違う。国の姿勢をクローズアップすることにつながる」と述べ、「首相の意思表示」へのこだわりを重ねて示している。⁽¹⁹⁾

自治体の「同意」手続きと並行して四電も、再稼働に向けた環境醸成を加速させた。七月二二日から、原発の半径二〇キロ圏内の住民を対象に訪問対話活動を開始した。お盆までに圏内の約二万八千戸全てを訪問すべく、伊方原発や本店、四国の各支店などに勤務する社員（出向者を含む）を延べ一四六〇人を動員し、住民から寄せられた意見は集

約して公表するとした。⁽²⁰⁾また四電は七月二四日に、伊方原発三号機の原子炉容器など重要機器一九五設備が「おおむね千ガル」の揺れに耐えられるとする確認結果を知事に報告した。⁽²¹⁾前述のように、「おおむね千ガル」の基準は、県が独自に上乘せしたものであり、知事が再稼働の判断を下す際に、重視するとしてきたものである。県は、この報告を受け、県の伊方原発環境安全管理委員会の原子力専門部会が確認するとした。⁽²²⁾

県議会では八月四日に、国からの再稼働要請を踏まえ、エネルギー・危機管理対策特別委員会が原子力規制庁から伊方原発三号機の審査結果についての説明を受けた。⁽²³⁾また八幡浜市では八月五日と六日に、伊方原発三号機の審査結果について、市議や地元団体代表者らを対象とした説明会が開催され、原子力規制庁が審査結果を報告した。覚書に基づき、八幡浜市は県から再稼働の是非に関する意見照会を受けており、説明会出席者の意見を踏まえて市の見解をまとめる予定であった。ただ市議や地元団体代表者ら六七人の参加者は市が選考し、実際の出席者は五日が三九人、六日が四六人であった。平日の日中の開催であったことも影響したと考えられるが、市は「国との調整で決定した」とし、より多くの参加者が見込めるだろう夜間や休日の実

施は「困難」だったと説明した。⁽²⁴⁾

八月一二日には県の伊方原発環境安全管理委員会の原子力専門部会が開催された。伊方原発三号機の審査書が出てから専門部会の開催は、一カ月足らずのうちに三回目という急ピッチであった。同日の専門部会では、県が独自に求めた「さらなる揺れ対策」で、重要機器が「おおむね千ガル」に耐えられるとする四電の確認結果を了承した。⁽²⁵⁾ さらに、それを踏まえ八月一九日に開催された同専門部会では、原子力規制委員会の審査結果を「妥当」とする報告書案を大筋で了承した。知事は、再稼働「同意」判断の材料として、この専門部会の意見を重視する姿勢を示していた。⁽²⁶⁾ 最終的に伊方原発環境安全管理委員会は八月二八日に、この専門部会の結論を含めて知事への報告書を決定し、九月一日に知事へ提出した。しかし知事は国に要望した八項目への回答がなく、県議会や周辺市町の議論が終わっていない点を挙げ、「まだ聞かなければならないことがたくさんある。白紙から一歩も出ない」と述べた。また国への要望事項である「首相の意思表示」については、「最悪への構えとして最終的な責任は国が持つ」という言質は取らなければならない」と、重ねて強調している。⁽²⁷⁾

(三) 同意手続きの最終局面

覚書にもとづき伊方原発再稼働への意見照会を県から受けていた八幡浜市は、九月二日に市長が県庁で知事と面談し、市からの要請事項を示した上で、伊方原発三号機の再稼働を了承する見解を伝えた。県下の自治体として、再稼働への同意表明は最初であった。知事は「周辺地域の自治体の意見として重く受け止める。今後の判断材料の一つとして考えていく」と述べ、市長は「市議や市民有権者へのアンケート結果や、（再稼働反対の）請願を不採択とした）六月市議会の議決を踏まえた」と説明した。⁽²⁸⁾ しかし市長が根拠としたアンケート結果とは、前述の市が開催した説明会出席者六七人分の自由記述アンケートを市担当者が分類してまとめ、「六六％が再稼働に理解を示した」とするものだった。そのため地元紙は「市の認識には疑問が残る」と指摘した。また「市議会の議決」についても、六月に再稼働に反対する請願を不採択とした議決のことで、それは市長自身が「（再稼働の是非をめぐる）市の審議には関係ない」と明言していたものだった。⁽²⁹⁾ ところが八幡浜市議会は、このような市長の動きに結果として追従し、九月一七日に、採決に反対する七人が退席するなか、緊急上程された伊方原発三号機の早期再稼働を求める決議案を、議長を

除く八人全員の賛成で可決したのであった。⁽¹⁸⁾

立地自治体である伊方町でも、急速に事態が展開する。九月二五日には環境監視委員会が政府の伊方原発三号機の再稼働方針に「一定の理解を示す」ことを全会一致で確認した。なお委員会の会長は町長である。町長は「(再稼働是非を判断する)手順の中の一区切りが付いた。(町環境監視委は)賛否を問う会ではなく、議会の意見も含めて参考にする」と述べた。⁽¹⁹⁾委員のなかからは、「再稼働は早くしてほしいが現段階で賛成するわけにはいかない。古里を捨てる覚悟の上で決断しなくてはならない」、「事故の際、国が責任を取るとの回答が欲しい」などの意見があったという。そこで委員会事務局の政策推進課が、国の再稼働方針について「『全て』ではなく『一定』の理解を示す」という審議結果の取りまとめを提案した結果、最終的には、全会一致に至ったのであった。⁽²⁰⁾また町長が参考にするとした議会においても、一〇月二日に原子力発電対策特別委員会が、伊方原発三号機の再稼働を求める陳情を全会一致で採決した。⁽²¹⁾

これらの動きに呼応するように、知事の動きも顕著になってくる。一〇月二日には、伊方原発を現地視察し、耐震性向上工事の結果を確認した。知事は「四電の姿勢は良

しとするものではないか」と述べている。⁽²²⁾そして一〇月五日には、三〇キロ圏内の五市町(大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)の首長と、かねて求められていた意見交換を県庁でおこなった。首長たちは、再稼働の是非の判断は「知事に委ねる」とし、各自治体からの要望書を知事に手渡した。知事は意見交換実現の経緯を、「意見交換は覚書上、位置付けられていないが、五市町長から強い気持ちを感じており応えた」と説明した。⁽²³⁾

また、この間、知事がこだわってきた「首相の意思表示」についても動きがあった。一〇月六日に首相官邸で伊方原発周辺自治体の避難計画などを議題とした国の原子力防災会議があり、知事も出席するなかで、伊方原発で重大事故が起きた際に「責任を持って対処する」と首相が述べたのである。この発言を受けて、知事は「確固たる覚悟で政府がしっかりと責任を持って対処するという総理の発言を確認した」、「踏み込んだ発言で、県民に報告できる」と語った。⁽²⁴⁾この首相発言は、官邸と二カ月間のやりとりを繰り返した末のものであったが、知事も首相の言葉が従来の政府見解の範囲にとどまるものと認めていた。⁽²⁵⁾しかしながら、これによって「かたち」の上では、知事が執着した「首相の意思表示」が実現されたと見なされることになった。

他方、同日に伊方町議会は、すでに同議会の原子力発電対策特別委員会が一〇月二日に可決していた伊方原発三号機の早期再稼働を求める陳情を、全会一致で採択した。町議会議長は「本日の付託案件の採択・不採択の決定で、再稼働についての判断は終了した」と述べた。伊方町長も「議会の一連の流れは終わったと受け止めている。判断材料は出そろった」と述べ、立地自治体である伊方町における「同意」手続きが最終段階に入ったことを示唆した。⁽⁶⁾

さらに県議会においても並行して動きは進展する。伊方町議会が再稼働に事実上同意した一〇月六日に、県議会のエネルギー・危機管理対策特別委員会は、県経済同友会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会が提出した伊方原発三号機の早期再稼働を求める請願を賛成多数で採択した。⁽⁷⁾そして同特別委員会での請願採択を受け、一〇月九日には県議会が、伊方原発三号機の再稼働を認める決議案を、早期再稼働を求める請願の採択とあわせて、賛成多数で可決した。立地広域自治体の議会が再稼働を認めたのは、二〇一四年一月の鹿児島県議会に次ぐものであった。これらの審議と採決に先立ち、知事は一〇月六日の首相発言について報告をおこなっている。知事は議会の決議について、「一つの条件が方向性として明確

になったと受け止めている」と述べた。⁽⁸⁾

立地自治体である伊方町と県のそれぞれの議会が再稼働に「同意」したことにより、焦点は、それぞれの首長の判断に移っていくが、先行したのは伊方町長であった。一〇月九日に町長は、四電社長と町役場で会談した。町長は伊方三号機の安全性確保や事故時の対応などを要請し、四電の対応を再稼働の是非の判断材料とする考えを示した。それに対して社長は、「しっかりと受け止めて対応したい」と応じた。⁽⁹⁾続いて伊方町長は一〇月一四日に経産省を訪れ、要請書を経産相に手渡した。それまで町長は、再稼働の同意を判断する上で、経産相と会って政府の方針を確認する考えを示しており、それが実現されたことになる。⁽¹⁰⁾

伊方町長と歩調をあわせるように一〇月一五日には知事も上京して経産相と会い、大分県側への避難訓練に対する全面支援など、かねて要請していた項目について、あらためて国の対応方針をたどした。経産相は「方針は変わらず、しっかりと対応する。近いうち伊方原発を視察させてほしい」と述べた。⁽¹¹⁾

両首長が求めていた経産相の現地視察は一〇月二一日に実現の運びとなった。現地視察後、経産相は伊方町役場で町長と会談し、国への要請事項について回答をおこなっ

た。経産相は「国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務だ」、「しっかりと取り組んでいく」と述べたのに対し、町長は「大臣の強い決意と熱意を強く受け止め、十分納得できる回答内容」と評価した。その上で、町長は「判断材料は出そろった。ほぼ考えはまとまりつつある」と述べ、知事と会談した後に再稼働の是非を表明する見通しを示した。⁽¹⁶⁾この町長の経産相との会談を踏まえ、ある町議は地元紙の取材に対し、「おんぶにだっこ。これ以上言わなくても考えれば（町長が）どういう答えを出すか分かるだろう」と、町長の「同意」を予見している。⁽¹⁶⁾

また同日に経産相は県庁で知事とも会談した。経産相は、「万が一の事故の場合は政府が責任を持って対処する。国の原子力規制委員会の新規制基準をクリアした原発は再稼働を進める方針」と、あらためて説明した。知事は、「実態を所管の大臣に確認してほしかった」と、来訪を求めた理由を説明し、また一月上旬に実施予定の国の原子力総合防災訓練への協力を要請した。知事が国に要請した項目で最後に残っていた経産相の現地視察が実現したことによって、知事の「同意」判断の条件も出そろったこととなる。⁽¹⁷⁾

経産相の現地視察と両首長との会談の翌日である一〇月

二二日に、伊方町長は県庁で知事と会談し、伊方三号機の再稼働について「容認する」と報告した。会談後に町長は、全会一致で再稼働を容認した議会や、町環境監視委員会の審査結果に加え、「雇用の問題など、町民一人一人の声も聞いた」と、「同意」判断の理由を説明した。この町長の「同意」表明により、いよいよ知事の判断のみが残されることになった。⁽¹⁸⁾

最終的に知事は一〇月二六日に、再稼働への同意を表明し、県庁で安全協定に基づく事前了解に関する文書を四電社長に手渡した。同時に、「安全管理体制の一層の徹底を図り、自主的な対応を含め引き続き安全対策のさらなる向上に積極的に取り組み、安全確保に万全を期す」など、あらためて四電に文書で要請をおこなった。福島第一原発事故後、立地広域自治体の知事が再稼働に同意するのは、二〇一四年一月の鹿児島県に続くものであった。取材に対し、知事は判断材料として、国の方針、四電の姿勢、地元理解を挙げ、さらに「重い決断で、全ての関係者と責任を共有する状況になった」と述べた。知事は会見後に上京し、経産相に再稼働への「同意」を伝達したほか、原子力防災担当相や原子力規制庁長官とも面談した。⁽¹⁸⁾

以上の経過で再稼働の「同意」手続きは終了することに

なった。その後、二〇一六年三月二四日に原子力規制委員会は、伊方原発三号機の再稼働の前提となる工事計画を認可した。⁽¹⁸⁾そして三月二五日に四電は伊方原発三号機の使用前検査を原子力規制委員会に申請し、あわせて一号機の廃炉を表明した。⁽¹⁹⁾四電は最終的に八月一二日に伊方原発三号機を再稼働させ、九月七日に営業運転に移行した。⁽²⁰⁾

四 先行事例との比較

(一) 比較の前提

ここまで再構成してきた伊方原発再稼働の過程を踏まえ、以下では、先行する川内原発の事例と比較して、両者の異同を整理する。あらためて確認しておく、福島第一原発事故後の再稼働事例に共通する前提は、福島第一原発前に確立されていた慣習的「制度」⁽²¹⁾ Ⅱ 地元自治体同意制が維持されたまま、公式の制度などが改編された結果、新たな当事者（三〇キロ圏内自治体）⁽²²⁾ が参入することで、慣習的な「制度」の改編をめぐる状況が生じるという点である。

その上で、さらに比較の前提として確認しておきたいのは、福島第一原発事故前に確立されていた慣習的「制度」

Ⅱ 地元自治体同意制における当事者としての原発の立地する二つの自治体、すなわち立地基礎自治体（市町村）と立地広域自治体（道県）には、立場の違いがあるという点である。いずれも当初は、原発の運用に介入する余地はほぼなく、きわめて受動的な立場におかれていたが、他方で利益誘導は、いずれの立地自治体にも、財政面や地域経済面での原発への依存を産み出した。各種の事故などの影響で、一九九五年以降、原発への不信が強まるのと並行して、事故対応と防災のための法制、ならびに安全協定の改編により立地自治体の原発運用への介入の回路が拡大した。それとともに、立地基礎自治体と立地広域自治体の立場の違いが顕在化してきた。すなわち、強まる原発への不安や懸念にもかかわらず、原発への依存を前提として、立地基礎自治体は、原発の運用による自らの利益の実現を単純に追求できるのに対し、⁽²³⁾ 立地広域自治体は、域内の他の自治体の意向を考慮する必要がある。原発の運用による自らの利益を実現するためには、立地広域自治体は、域内の基礎自治体の原発に対する不安や懸念を抑え込み、原発運用への同意をとりつけなければならない。前述した原発集中立地県の知事による政策提言などの動きの背景は、ここにある。

(二) 地元自治体同意制改編期における比較

福島第一事故の広範な事故の影響範囲を踏まえ、抜本的に刷新された法制などにより、前述の三〇キロ圏が設定され、新たに三〇キロ圏内自治体というかたちで、原発の運用に利害と関心を持たざるをえない主体が登場したのである。三〇キロ圏内自治体は、当然のことながら、住民の不安などを払拭すべく、原発の運用に一定の関与を実現するため、既存の地元自治体同意制への参入の動きを示すことになる。⁽¹⁵⁾ 本稿で検討した伊方原発の事例においては、八幡浜市を筆頭に、地元自治体同意制の「地元」の範囲の拡張を目指す動きが顕在化した。これは先行する川内原発の事例も同様であり共通した事象である。⁽¹⁶⁾

このような地元自治体同意制の改編に対して、立地自治体は基本的に消極的である。立地自治体は、まさに原発が域内に所在していることよって、利益誘導が潤沢であることは、すでに確認した。つまり「地元自治体同意制は、随伴する膨大な受益を伴ったある種の「特権」となってしまった」のである。⁽¹⁷⁾ そして「保護された地元」は、「地元」の範囲の拡張に抵抗するような既得権益集団ともなりうる」のである。⁽¹⁸⁾ 実際に伊方町長は、安全協定の拡大において、伊方町の立地自治体としての固有の立場を再三強調し

た。これは既存の「特権」を維持しようとする姿勢として理解できる。ただ川内原発の場合は、あらたに関係をもつことになった三〇キロ圏内自治体と、立地自治体との区別にこだわったのは、立地基礎自治体である薩摩川内市よりも、立地広域自治体である鹿児島県であった。⁽¹⁹⁾ 両事例の違いの背景は現段階では明らかでない。

また立地自治体である伊方町とともに、事業者である四電も、既存の地元同意制の改編には消極的姿勢を示した。事業者の消極性は、先行した川内原発の事例においても同様であった。すなわち事業者である九電は原発に介入できる主体を限定し、「原発の運転で自由度を保ちたい」⁽²⁰⁾ ため、既存の地元自治体同意制を保持しようとしたことが確認できる。⁽²¹⁾ 事業者の消極性は、二つの事例で共通している。

以上のように、一方で、あらたに関係をもつにいたった三〇キロ圏内自治体の制度改編要求があり、他方で、既存の制度の変更に消極的な立地自治体と電力事業者がいるという対立構図を、結果として折り合わせたのは、いずれの事例でも立地広域自治体であった。本章の冒頭で確認したように、立地基礎自治体が、自己の「既得権益」を護る姿勢を単純に示せるのに対し、立地広域自治体は、自らの「既得権益」を擁護しつつも、⁽²²⁾ 他方で広域自治体であるが

ゆえに新たに台頭する域内の要求を一定程度「代弁」せざるをえず、また、そもそも地元自治体同意制を改編しなければ、再稼働同意形成の環境が整えられないため、結果として「既得権益」を享受できないという立場にあるからだ。

そこで伊方原発の事例では、愛媛県は仲介者の役割を担い、すべての主体が消極的にせよ受容できる地元自治体同意制の改編を実現するという作業をおこった。具体的には、三〇キロ圏内自治体を類型化し、異なる複数の安全協定の締結を仲介したのである。その際、愛媛県は、自らの安全協定を援用して新たな安全協定の機能を担保する一方で、最終的には、立地自治体である伊方町ならびに、自らの固有の地位の維持も実現したのである。これは先行する川内原発の事例における鹿児島県の役割と共通するものである。⁽⁶⁾

ただ、この点に関連しては、二つの事例の間に相違点もある。先行する川内原発の場合、類型化・差別化されたとはいえ、三〇キロ圏内の自治体はすべて、新たな枠組みの中に公式に組み入れられた。ところが伊方原発の場合は、本稿で確認したように、三〇キロ圏内自治体のうち、八幡浜市を「準立地自治体」として区別しつつも、大洲市、西予市とともに枠組みに組み込む一方で、残る伊予市、宇和

島市、内子町は枠組みに加えなかった。知事は、県がそれらの自治体も「代表」しているとの見解を示し、この取り扱いの違いを正当化した。⁽⁶⁾ このような両事例間の相違は、当該自治体の住民世論のあり方、それぞれの人口分布や地理的条件、さらに県と、それら基礎自治体との関係にもとづくと考えられる。

(三) 再稼働同意手続きにおける比較

以上のようなかたちで地元自治体同意制が改編された後、再稼働決定に向けて、新たな主体をも包摂した「同意」の手続き過程が始まる。地元自治体同意制の改編において、仲介者としての役割を果たした立地広域自治体は、同意手続きにおいても重要な役割を果たす。すなわち異論を抑制しうる「同意」の諸条件や諸手続きを明示し、それらを具体化することで、域内の「代表」として同意の正当性を担保しようとする。ここでは先行事例である川内原発の事例との異同にひきつけて整理しておく。

まず先行する川内原発の場合には、鹿児島県は、ほぼ三〇キロ圏内全体を対象とする住民説明会を実施した。川内原発の場合、全国最初の再稼働ということもあってか、三〇キロ圏内自治体からの強い要求があったからだ。⁽⁶⁾ ところ

が伊方原発の場合は、そのような手厚さでの説明会はおこなわれなかった。伊方原発の場合、当該基礎自治体における説明を求める動きは、相対的に弱かった。この点は、前述の地元同意制の改編において、三〇キロ圏内自治体すべてを包摂したか否かという点とも密接に関係している可能性が高い。

他方で、伊方原発の場合、愛媛県は独自の上乗せ安全基準を四電に課した。本稿で検討した耐震基準の上乗せである。それは、伊方原発の立地が、南海トラフ巨大地震の想定震源域に隣接しており、かつ同原発が所在する佐多岬半島が中央構造線に沿っているという条件があったからだと考えられる。川内原発の場合は、再稼働後に熊本地震が発生することで浮上した論点である。⁽¹⁸⁾

また同意過程において、先行する川内原発の場合、立地自治体は国の説明と責任を明示させる意味あい、経産相からの言質の獲得と、立地自治体への来訪と原発現地の視察を求めた。⁽¹⁹⁾そして実際に来訪と現地視察を踏まえて再稼働への知事の同意はなされたのである。本稿で確認したように、伊方原発の事例でも同様の経過が観察された。ただ愛媛県知事は、経産相のみならず、首相からの言質の取り付けに固執し、最終的には「形」の上で、それを実現した。

この点には政治家としての知事の属性と政府との関係が影響している可能性がある。

むすびこ

本稿の目的は、第一に伊方原発の再稼働同意をめぐる過程を詳細に再構成し、第二に、それを先行する川内原発の事例と比較することであった。ただ本稿での作業は、今後予定している再稼働事例の全数比較のために、論点などを抽出し整理する予備的なものであり、それゆえ本稿は研究ノートとして位置づけられる。

すでに本論において、伊方原発三号機再稼働の同意に関する自治体の政治過程を、地元紙を中心とした資料により、「地元自治体同意制改編」の段階と、「再稼働同意手続き」の段階に二分して再構成した。さらに、それを踏まえ、先行する川内原発の事例と比較し、その異同を確認した。簡潔に整理すると以下のとおりである。

①三〇キロ圏の設定により、同圏内自治体が、原発の運用に一定の関与を実現するため、既存の地元自治体同意制への参入の動きを示す。これは両事例に共通する。

②このような地元自治体同意制の改編に対して、立地自

自治体は基本的に消極的である。ただし、伊方原発の場合、立地基礎自治体である伊方町の姿勢が顕著なものに対し、先行する川内原発の場合は、立地広域自治体である鹿児島県の姿勢が顕著であった。

③ 両事例共通に、事業者は既存の地元同意制の改編には消極的姿勢を示した。

④ 地元自治体同意制の改編は、立地自治体と同等の関わりを認めないかたちで三〇キロ圏内自治体が類型化され、改編された新たな地元同意制に組み込まれた。その際、両事例では共通して、立地広域自治体が、自らの安全協定を援用するかたちで、類型化を実現したのである。

⑤ しかし他方で、地元同意制の改編においては、両事例の差異も確認できた。すなわち先行する川内原発の場合、類型化・差別化されたとはいえ、三〇キロ圏内の自治体はすべて、新たな枠組みの中に公式に組み入れられたのに対し、伊方原発の場合は、三〇キロ圏内自治体の一部しか公式には組み込まなかった。

⑥ 次に、同意手続きの過程においては、先行する川内原発の場合、立地広域自治体である鹿児島県は、ほぼ三〇キロ圏内全体を対象とする住民説明会を実施した。ところが伊方原発の場合は、そのような手厚さでの説明会はおこな

われなかった。

⑦ 他方で、伊方原発の場合、愛媛県は独自の上乗せ安全基準を四電に課した。これは川内原発の場合には見られなかった事象である。

⑧ また両事例とも、同意手続きにおいて、立地自治体は国の説明と責任を明示させる意味あい、経産相からの言質の獲得と、立地自治体への来訪と原発現地の視察を求めた。そして実際に来訪と現地視察を踏まえて再稼働への同意はなされたのである。ただ伊方原発の事例では、愛媛県知事が、経産相のみならず、首相からの言質の取り付けに固執し、最終的には「形」の上で、それを実現したという相違がある。

以上のような異同については、今後の全数比較も含め、さらに調査・検討する必要がある。ただ暫定的に方向性を確認しておく、まず両事例間で同じ部分については、「国策民営」という原発運営の基本枠組みに変更がなく、また慣習的に確立されてきた「地元自治体同意制」も、全国ほぼ同様のものであったためである可能性がある。また自治体においては、政策的な相互参照がおこなわれており、かつ「国策民営」の原発運営においては国からの「誘導」もおこなわれると推測できるので、それらに起因する類似性

も推測される。他方で、相違点については、言うまでもなく事例ごとの個別要因が作用していると考えられる。とりわけ関連自治体間の関係や首長のおかれた政治的文脈が作用している可能性があるだろう。

いずれにしても、本研究ノートでの検討結果を踏み台にして、個々の事例をさらに精緻に再検討するとともに、最終的には、再稼働に関する全事例比較をおこなっていききたい。

※本研究はJSPS科研費(課題番号:一九K〇一四七四)の助成を受けた研究成果の一部である。

- (1) 福島第一原発事故後、二〇一二年五月五日に北海道電力の泊原発三号機が定期検査で停止し、四二年ぶりに国内の原発がすべて停止した。しかし逼迫する電力需要への対応のため同年七月一日に関西電力の大飯原発三号機が、同月一八日には同原発四号機が再稼働した。その後、法令や制度の刷新過程で、二〇一三年九月に大飯原発三・四号機が定期検査で停止すると、再びすべての原発が停止することになった。城山英明・菅原慎悦・土屋智子・寿楽浩太「第六章 事故後の原子力発電技術ガバナンス」、城山英明編『大震災に学ぶ社会科学 第三巻 福島原発事故と複合リスク・ガバナンス』東洋経済新報社(二〇一五年)一八〇頁。

本稿が対象とする「再稼働」は、この最後の原発全停止後のものである。

- (2) 九電のウェブサイト「川内原子力発電所一号機の原子炉起動について」を参照(http://www.kyuden.co.jp/notice_150811.html)。なお、以下本稿におけるウェブサイト最終閲覧は、いずれも二〇二〇年四月五日である。

- (3) 川内原発三・四号機(鹿児島県)と本稿の検討対象である伊方三号機(愛媛県)の他には、高浜三・四号機(関西電力、福井県)、大飯三・四号機(関西電力、福井県)、玄海三・四号機(九州電力、佐賀県)が再稼働している。電気事業連合会「国内の原子力発電所の再稼働に向けた対応状況」(<https://www.fepc.or.jp/theme/re-operation/>)。

- (4) 愛媛新聞二〇一六年八月一三日。

- (5) 愛媛新聞二〇一六年九月八日。

- (6) 高浜原発三号機は、二〇一六年一月二九日に再稼働した。しかし大津地裁が三月九日に高浜原発三・四号機の運転差し止め仮処分決定を出したため、翌一〇日に関電は三号機の運転を停止した。なお四号機は、二月二六日に再稼働した直後の二九日にトラブルで緊急停止したままであった。上川前掲書下巻、一七二―一七六頁。

- (7) 本稿の分析において重要な焦点となる、立地自治体と事業者の間の安全協定を媒介とする再稼働同意について、本稿では行政学者の金井利之が提唱した「地元自治体同意制」の呼称を採用する。金井利之「原子力発電所と地元自治体同意制」、『生活経済政策』No.188(二〇一二年)、一六一―

七頁。

- (8) 例えば上川龍之進『電力と政治 下…日本の原子力政策全史』勁草書房(二〇一八年)、一六八―一七四頁。
- (9) 出水薫『玄海原発の防災態勢再編をめぐる政治過程』、『法政研究』第八三巻第四号(二〇一七年)、および出水薫『原発再稼働問題と地域政治―川内原発の事例を通じて』、大曾根寛・森田慎二郎・金川めぐみ・小西啓文編『福祉社会へのアプローチ 久塚純一先生古希記念 上巻』成文堂(二〇一九年)。
- (10) 例えば二〇〇〇年代以降、曾我謙悟・待鳥聡史『日本の地方政治―二元代表制政府の政策選択―』名古屋大学出版会(二〇〇七年)や、馬渡剛『戦後日本の地方議会』ミネルヴァ書房(二〇一〇年)、砂原庸介『地方政府の民主主義』有斐閣(二〇一一年)などがあり、最近においてもヒジノケン・ビクター・レオナード著、石見豊訳『日本のローカルデモクラシー』葦書房(二〇一五年)や曾我謙悟『日本の地方政府』中公新書(二〇一九年)などが刊行されている。
- (11) 辻中豊編『大震災に学ぶ社会科学 第一巻 政治過程と政策』東洋経済新報社(二〇一六年)、v頁。
- (12) 辻中前掲書。
- (13) 城山英明編『大震災に学ぶ社会科学 第三巻 福島原発事故と複合リスク・ガバナンス』東洋経済新報社(二〇一五年)。
- (14) 上川龍之進『電力と政治 上…日本の原子力政策全史』勁草書房(二〇一八年)、および同下巻。
- (15) 本章は、出水前掲『玄海原発の防災態勢再編をめぐる政治過程』、および出水前掲『原発再稼働問題と地域政治』の一部を加筆修整し、改編したものである。
- (16) 吉岡齊『新版 原子力の社会史 その日本的展開』朝日新聞社(二〇一一年)、第一章。
- (17) 放射能の人体への危険性は自然科学的に確定されたものである。例えば近藤宗平『人は放射線になぜ弱いか 第三版』講談社ブルーバックス(一九九八年)や館野之男『放射線と健康』岩波新書(二〇〇一年)などを参照のこと。
- (18) 吉岡前掲書、一四九―一五〇頁。
- (19) 「続 伊方町誌」編集委員会『続 伊方町誌』伊方町(二〇〇五年)、二〇、二三―二五頁。なお、同書では「原子力発電所の立地は、雇用や財政面では地域に活力をもたらしたが、人口の減少をくい止めるまでには至らなかった」と記されている。同書三九頁。
- (20) 吉岡前掲書、一五五頁。
- (21) 吉岡前掲書、一五六頁。
- (22) 一九七四年に制定された「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」の総称。吉岡前掲書、一五一頁、および清水修二『原発になお未来を託せるのか 福島原発事故―利益誘導システムの破綻と地域再生への道』自治体研究社(二〇一一年)、七四―一八八頁、ならびに小池拓自『原発立地自治体の財政・経済問題』『調査と情報』七六七号(二〇一三年)、一頁。なお、電源三法制定時の衆院商工委員会において、所管大臣

- である当時の中曽根康弘通産大臣は次のように述べている。
 「・・・電源をつくるという場合に、ダムをつくるのか、あるいは原子力発電所をつくるのか、そういうところの住民の皆さんは、かなりの迷惑を実は受けておるところでございます。家を移転させるとか、あるいは公害の危険性が出てくるとか、そういうようないろいろな非難がございます。しかし、それで迷惑を受けて発電所がつくられても、電気が別に安いというわけではない。そういうような面から住民の皆さんに非常に迷惑もかけておるところであるので、そこで住民の皆さま方にある程度福祉を還元しなければバランスがとれない。また電源の開発も促進されない。そういうバランスの意味もありまして、今度の周辺整備法の上程にもなってきたるわけでございます。したがって、これは周辺以外の一般の土地と違う事情がございますので、そういうデメリットに対してバランスを維持しようという考えに基づいて行なわれているものであり、かつまた積極的に協力してもらおうという要望も込めてきておるものがあります」。商工委員会議事録第三五号（一九七四年五月一日）。また、電気事業連合会のウェブサイトで「これは立地地域に発電所の利益が十分還元されるようにする制度です。これによって、発電所立地にとまかない、立地地域に振興効果もたらされてきています」と述べられている（<http://www.lepc.or.jp/nuclear/chiiki/nuclear/seido/>）。
- (23) 吉岡前掲書、一五〇—一五二頁。
- (24) 総務省の資料では、「財政力指数」とは、「地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去三年間の平均値」であり、「財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる」と説明している（http://www.soumu.go.jp/main_content/000264701.pdf）。
- (25) 伊方町の「財政比較分析表」(愛媛県「財政状況資料集(平成二九年度)」(https://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/zaisei_digest/siryousyuu/zaiseijoukyousiryousyuumain29.html))。
- (26) 小池前掲論文、一二頁(別表一)。
- (27) 張貞旭「原発立地地域の合併と地域経済・地方財政の変化について—愛媛県伊方町を中心に—」、『松山大学論集』第二巻第三号(二〇一〇年)、二頁。
- (28) 「電源三法」制定当初は、利益誘導の対象は、立地基礎自治体のみであった。しかし一九八一年の改定により広域自治体にも交付金が与えられることになった。吉岡前掲書、一五二頁。
- (29) 清水前掲書、八八—一〇二頁、および小池前掲論文、六七頁。
- (30) 清水前掲書、一一〇—一二三頁、および小池前掲論文、七—八頁。
- (31) 吉岡前掲書、三五頁。
- (32) 吉岡前掲書、二五一頁。
- (33) 座談会「原子力行政の現状と課題—東海村臨界事故一年を契機として」、『ジュリスト』一一八六号(二〇〇〇年)、

- 四頁。
- (34) 吉岡前掲書、二六三頁。
- (35) 今井一「住民投票」岩波新書(二〇〇〇年)、三二一―六七頁。
- (36) 吉岡前掲書、二五六―二五七頁。
- (37) 行政法学者の高橋滋は、原子力災害特別措置法の制定について、国と地方の役割分担に着目し、「地方分権時代における一つのモデルを示したものと評して、同法の制定が分権改革を意識したものであることに注意を促している。高橋滋「原子炉等規制法の改正と原子力災害特別措置法の制定」、『ジュリスト』一一八六号(二〇〇〇年)、三四頁。
- (38) 吉岡前掲書、二八七―二九〇頁、およびNHK「東海村「臨界事故」取材班『朽ちていった命―被曝治療八三日間の記録―』新潮文庫(二〇〇六年)。
- (39) 小池拓自「原発再稼働と地方自治体の課題」『調査と情報』九一一号(二〇一六年)、四頁。
- (40) 菅原慎悦「原子力安全協定の現状と課題―自治体の役割を中心に―」、『ジュリスト』一三九九号(二〇一〇年)、三五―四三頁。
- (41) 菅原前掲論文、三六頁。
- (42) 菅原前掲論文、三九―四〇頁、および菅原慎悦ほか「安全協定にみる自治体と事業者との関係の変遷」、『日本原子力学会和文論文誌』Vol.8 No.2(二〇〇九年)、一六〇頁、および菅原慎悦・土屋智子「第四章 事故前の立地地域における関係構築とコミュニケーション」、城山英明編『大震災に学ぶ社会科学 第三巻 福島原発事故と複合リスク・ガバナンス』東洋経済新報社(二〇一五年)九八―一〇八頁。
- (43) 朝日新聞青森総局「核燃マネー 青森からの報告」岩波書店(二〇〇五年)、五四―五五頁。
- (44) 吉岡前掲書、三二一―三二五頁。
- (45) 菅原前掲論文、三五頁。
- (46) 朝日新聞青森総局前掲書、七六頁。
- (47) 小池拓自「新規制基準と原子力発電所の再稼働」『調査と情報』八四〇号(二〇一五年)、一―三頁。
- (48) 前掲注(33)、および秋吉貴雄「第六章 原子力安全規制の政治過程…行政体制再構築における政策学習」、辻中豊編『大震災に学ぶ社会科学 第一巻 政治過程と政策』東洋経済新報社(二〇一六年)一二九、一三一頁、城山ほか前掲論文、一四九―一六四頁、新藤宗幸「原子力規制委員会」岩波新書(二〇一七年)四七―五四、七二―八二頁。
- (49) 正式名称は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」。
- (50) 城山ほか前掲論文、一五八―一五九頁。
- (51) 新藤前掲書、一四九―一五二頁、城山ほか前掲論文、一五九―一六〇頁。
- (52) Urgent Protective action Planning Zoneの略称。
- (53) 小池前掲「原発再稼働と地方自治体の課題」、四頁。
- (54) もちろん三〇キロ圏内に含まれる自治体においても、対象となる面積や市街地の展開の違いなどにより、利害や関心が一様ではなく、それが当該自治体の動向に影響を与え

るだろう点には注意する必要がある。

- (55) 山本英弘「第二章 脱原発と民意のゆくえ：原子力発電をめぐる争点関心のプロセス」、辻中編編『大震災に学ぶ 社会科学 第一巻 政治過程と政策』東洋経済新報社（二〇一六年）、二五三―二五四頁、および上川前掲書下巻、七七一―七九、九一―一〇〇、一一〇―一一九、一四〇―一四五頁。

(56) 「続 伊方町誌」編集委員会「続 伊方町誌」伊方町（二〇〇五年）、二〇、二三―二五頁。なお同書は「原子力発電所の立地は、雇用や財政面では地域に活力をもたらしたが、人口の減少をくい止めるまでには至らなかった」と記している。同書三九頁。

(57) 愛媛新聞二〇一五年六月二四日。

(58) 日本経済新聞ウェブ版、二〇一三年四月一九日、<https://www.nikkei.com/article/DGXNZO54H69890Z1OC13A4L00000/>。

(59) 四国電力「安全協定」https://www.yonden.co.jp/energy/atom/safety/safety_agreement.html、ならびに山口県「山口県地域防災計画」I―11頁、<https://www.pref.yamaguchi.jp/cmsdata/1/9/7/197c6c6bd5c0d45398d1c3d8022ffc0.pdf>。

(60) 愛媛新聞二〇一五年一〇月三〇日。

(61) 電気事業連合会の説明によれば、「プルサーマル」とは、原発の使用済燃料から再処理によって分離されたプルトニウムを、ウランと混ぜて混合酸化物燃料「MOX（モックス）燃料」に加工し、原発で使用することである。同連合会

ウェブサイトより (<https://www.lepc.or.jp/nuclear/cycle/plutermal/>)。

(62) 愛媛新聞二〇一一年三月二三日。

(63) 同上。

(64) 愛媛新聞二〇一一年四月一日。

(65) 愛媛新聞二〇一一年四月三〇日。

(66) なお伊方原発は、その後に順次各原子炉が定期検査に入り、二〇一二年一月には全基が停止した。そして二〇一六年の三号機の再稼働まで、全停止は継続することになる。

愛媛新聞二〇一五年六月二四日。

(67) 愛媛新聞二〇一一年五月二四日。

(68) 愛媛新聞二〇一一年六月二四日。

(69) 愛媛新聞二〇一一年六月八日。

(70) 愛媛新聞二〇一一年六月二四日。

(71) 愛媛新聞二〇一一年七月二日。

(72) 愛媛新聞二〇一一年七月一日。

(73) 愛媛新聞二〇一一年七月九日。

(74) 愛媛新聞二〇一一年五月一九日。

(75) 愛媛新聞二〇一一年八月四日。

(76) 愛媛新聞二〇一一年八月三日。

(77) 愛媛新聞二〇一五年一〇月三〇日。

(78) 愛媛新聞二〇一二年八月四日。

(79) 愛媛新聞二〇一二年八月四日。

(80) 同上。

(81) 愛媛新聞二〇一二年九月六日。

- (82) 同上。
- (83) 愛媛新聞二〇一二年八月四日。
- (84) 同上。
- (85) 愛媛新聞二〇一二年八月二五日。
- (86) ただし各議会内には、より同等の立場を求める主張が一部あった。愛媛新聞二〇一二年八月二九日。
- (87) 同上。
- (88) 同上。
- (89) 愛媛新聞二〇一二年九月六日。
- (90) 愛媛新聞二〇一二年九月七日。
- (91) 同上。
- (92) 愛媛新聞二〇一三年七月九日。
- (93) 愛媛新聞二〇一三年七月二日。
- (94) 愛媛新聞二〇一三年七月九日、および出水前掲「玄海原発の防災態勢再編をめぐる政治過程」、一八六頁、および出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、六三頁。
- (95) 愛媛新聞二〇一五年四月一五日。
- (96) 愛媛新聞二〇一五年四月二三日。
- (97) 愛媛新聞二〇一五年八月二九日。
- (98) 愛媛新聞二〇一五年四月二三日。
- (99) 三〇日間の意見公募を経て最終的な決定となる。
- (100) 愛媛新聞二〇一五年五月二一日。
- (101) 愛媛新聞二〇一五年五月二九日。
- (102) 同上。
- (103) 愛媛新聞二〇一五年五月二一日
- (104) 愛媛新聞二〇一五年六月三日。「安全対策強化」として、厳正な安全規制実施と説明責任履行、最新知見による厳格な地震や津波対策、原子力規制委員会の独立性確保と外部意見への真摯な対応など九項目、「防災対策の充実・強化」として、原子力災害対策指針の整備、住民の広域避難体制整備、避難・輸送路の整備など五項目であった。
- (105) 同上。
- (106) 愛媛新聞二〇一五年六月一八日。
- (107) 愛媛新聞二〇一五年六月一日。
- (108) 愛媛新聞二〇一五年六月二〇日。
- (109) 愛媛新聞二〇一五年六月二六日。
- (110) 愛媛新聞二〇一五年六月二四日。
- (111) 愛媛新聞二〇一五年七月三日。
- (112) 同上。
- (113) 愛媛新聞二〇一五年七月九日。
- (114) 愛媛新聞二〇一五年七月一六日。
- (115) 愛媛新聞二〇一五年七月一七日。
- (116) 愛媛新聞二〇一五年七月一八日。
- (117) 愛媛新聞二〇一五年七月二三日。他の要望項目は、避難道路の整備促進、大分県側へ避難する訓練の全面支援、原発敷地内に事項対応用広場の設置を検討、使用済み核燃料の中間貯蔵への確実な対応、高レベル放射性廃棄物の最終処分方針確立、経産相の来県と伊方町長との面会、であった。
- (118) 愛媛新聞二〇一五年七月二三日。

- (119) 愛媛新聞二〇一五年七月二四日。
 (120) 愛媛新聞二〇一五年七月三日。
 (121) 愛媛新聞二〇一五年七月二五日。
 (122) 同上。
 (123) 愛媛新聞二〇一五年八月五日。
 (124) 愛媛新聞二〇一五年八月六日、七日。
 (125) 愛媛新聞二〇一五年八月一三日。
 (126) 愛媛新聞二〇一五年八月二〇日。
 (127) 愛媛新聞二〇一五年八月二九日。
 (128) 愛媛新聞二〇一五年九月二日。
 (129) 愛媛新聞二〇一五年九月三日。
 (130) 同上。
 (131) 愛媛新聞二〇一五年九月一八日。
 (132) 愛媛新聞二〇一五年九月二六日。
 (133) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二九日。
 (134) 愛媛新聞二〇一五年一〇月三日。
 (135) 同上。
 (136) 愛媛新聞二〇一五年一〇月六日。
 (137) 愛媛新聞二〇一五年一〇月七日。
 (138) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二八日。
 (139) 愛媛新聞二〇一五年一〇月七日。
 (140) 愛媛新聞二〇一五年一〇月七日。
 (141) 愛媛新聞二〇一五年一〇月一〇日。
 (142) 愛媛新聞二〇一五年一〇月一〇日。
 (143) 愛媛新聞二〇一五年一〇月一五日。
 (144) 愛媛新聞二〇一五年一〇月一六日。
 (145) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二二日。
 (146) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二九日。
 (147) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二二日。
 (148) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二三日。
 (149) 愛媛新聞二〇一五年一〇月二七日。
 (150) 愛媛新聞二〇一六年三月二四日。
 (151) 愛媛新聞二〇一六年三月二六日。
 (152) 愛媛新聞二〇一六年八月一三日。
 (153) 愛媛新聞二〇一六年九月八日。
 (154) 伊方原発に先行する九電の川内原発の再稼働の同意過程においては、周辺自治体の懸念が噴出するなかで、立地基礎自治体である薩摩川内市が、いち早く再稼働の実現を求めた。出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、六四頁。
 (155) 金井前掲論文、一七頁。
 (156) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、五九―六〇頁。
 (157) 金井前掲論文、一九頁。
 (158) 金井前掲論文、一六―一七頁。
 (159) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、五九頁。
 (160) 川内原発の再稼働同意過程におけるの九電の態度に対する評価。南日本新聞二〇一二年二月二九日。
 (161) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、六〇―六一頁。
 (162) 金井前掲論文、一七―一八頁。
 (163) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、六〇―六一頁。
 (164) 愛媛新聞二〇一二年九月七日。

- (165) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、六三―六四頁。
- (166) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、七八頁。
- (167) 川内原発の稼働に同意した条件として鹿児島県知事は、国の説明と責任が明示されたことをあげた。南日本新聞二〇一四年一月六日。
- (168) 出水前掲「原発再稼働問題と地域政治」、六八頁。
- (169) 伊藤修一郎『自治体政策過程の動態』慶應義塾大学出版会（二〇〇二年）、第一章第二節、および第二章。